平成２３年（フ）第１３５１号
札幌市西区西町南18丁目３番５―106号、申立時の住所札幌市手稲区富丘５条５丁目３番38号　E・ステージ富丘203号
債務者　篠原　高夫
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５８号
札幌市豊平区福住２条８丁目10番30号　メゾンけやき101号
債務者　佐藤　朋美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８６号
札幌市西区八軒５条西４丁目４番16―105号
債務者　高野　俊男
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９５号
札幌市北区北23条西14丁目５番地８　ロジェ・エルムの杜401号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１４号
札幌市北区麻生町２丁目６番１号　パレス麻生106号
債務者　大崎眞紀子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２７号
札幌市西区八軒６条西４丁目１番９―311号
債務者　渡邊　久男
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
北海道稚内市萩見５丁目７番21号　小杉アパート１階
債務者　北川　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１３０号
群馬県太田市東別所町227番地２　サンライズ本郷206号
債務者　岡田　英孝
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３１号
群馬県太田市東別所町227番地２　サンライズ本郷206号
債務者　岡田貴代美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３２号
群馬県太田市新井町82番地15
債務者　伊藤　泰治
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４７号
群馬県富岡市富岡甲1093番地２号の１
債務者　木村　　智
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５９号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南１丁目４番地４
債務者　澤田　雄三
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５３号
静岡県伊豆市加殿111番地の６
債務者　下山　由美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
堺市東区野尻町156番地
債務者　井上　祐市
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目１番21号
債務者　廣畑　治幸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
堺市堺区緑ヶ丘中町２丁３番６号　メゾン緑ヶ丘311号
債務者　森　　武雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４号
広島県安芸高田市吉田町竹原967番地、前住所広島県安芸高田市美土里町横田2322番地４
債務者　清家　美鈴（旧姓桜田）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　広島地方裁判所三次支部